

審 査 基 準 整 理 票

処分名	ホール等の使用料の還付		
根拠法令名	大津市伊香立環境交流館条例	(条項) 第 7 条	
基準法令名	大津市伊香立環境交流館条例	(条項) 第 7 条	
所管部署	環境部 環境施設課 推進グループ		
標準処理期間	7 日	法定処理期間	日
【審査基準】 ・文書の名称【 ・掲載図書等【 ・内容 ■全部記載 □一部・項目のみ記載 [施設の使用料の還付基準] 施設の使用料の還付は、大津市伊香立環境交流館条例第 7 条の規定によるものとする。 なお、同条ただし書に規定する「市長が特別の理由があると認めるとき」とは、次の事項に該当する場合をいう。 根拠条文等 大津市伊香立環境交流館条例 (使用料の不還付) 第 7 条 既に支払われた使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。 大津市伊香立環境交流館の管理運営に関する規則 (使用料の還付) 第 7 条 条例第 7 条ただし書きの規定により使用料を還付する場合は、次に掲げるとおりとする。 (1) 天災地変その他使用者の責めによらない事由により、使用することができなくなったと認められるとき。 全額 (2) その他市長が必要と認めたとき。 その都度市長が定める			